

(様式1)  
審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 4
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	19 - 1	
許認可等	被爆者一般疾病医療機関の指定			
<p>(根拠規定)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) (被爆者一般疾病医療機関)</p> <p>第十九条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。 (後略)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号) (政令で定める機関)</p> <p>第十条 法第十二条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者 二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)</p> <p>2 前項の規定は、法第十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。 (被爆者一般疾病医療機関の指定)</p> <p>第十五条 法第十九条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、その所在地(指定訪問看護事業者等にあつては、当該申請に係る訪問看護事業所の所在地)の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (令第十五条の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第二十四条 令第十五条の厚生労働省令で定める事項は、当該病院若しくは診療所若しくは薬局又は指定訪問看護事業者等の名称及び所在地並びに指定訪問看護事業者等にあつては当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地とする。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。</p> <p>なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であつて被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。</p> <p><u>被爆者一般疾病医療機関の指定(法第19条第1項)</u></p> <p>1 法第19条第1項の規定により知事が指定する被爆者一般疾病医療機関は、被爆者に対する一般疾病医療費の支給を現物給付的な取扱いにするために設けたものであるが、その性格は、医療を担当させるための指定医療機関と異なり、国から一般疾病医療費に相当する額の支払を受けることのできる医療機関として指定され</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 4
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	19 - 1	
許認可等	被爆者一般疾病医療機関の指定(2)			
<p>るものであること。</p> <p>2 被爆者一般疾病医療機関の指定に当たっては、いわゆる原爆症患者に対する医療を担当する指定医療機関と異なり設備及び治療能力につき、特別の条件を必要としないこと、被爆者の便宜のためにはできるだけ広範囲に指定することが望ましいこと。また、指定医療機関はもとより、健康保険の保険医療機関であるものを指定することが望ましいこと等の事情を考慮のうえ、県内の被爆者の分布状況に即応するようその範囲を決定すること。</p>				